令和９年度　公益文化事業業務委託に係る仕様書

１　委託業務の名称

令和９年度公益文化事業業務委託

２　委託内容

令和９年度の公益文化事業については、芸術事業（伝統芸能等）とし、次のとおり実施する。

（１）　実 施 期 間

令和９年１０月から令和９年１２月２０日までの間で、互助会が募集により選定した実施学校が指定する日（土、日、祝日を除く）

ただし、実施学校は令和９年３月中に決定する。

（２）　公 演 内 容

ア　児童・生徒になじみのある演目とし、児童・生徒参加コーナーなどを含む公演とする。

イ　小学校・中学校・高等学校・特別支援学校別の鑑賞者に合わせた内容とする。

（３）　対 象 学 校

東葛飾教育事務所管内(※)の公立小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校

(※)松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市

（４）　実施学校数

互助会が指定する１０校以上

ただし、複数の学校が合同で実施する場合は１校として扱う。

（５）　鑑賞対象者

児童、生徒、教職員、保護者及び地域住民等

（６）　公 演 場 所

実施学校が指定する学校体育館等

（７）　公 演 時 間

９０分程度（休憩時間含む。）

（８）　主　　催

一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会

（９）　パンフレット作成及び配付

ア　公演内容を記載したパンフレットを対象学校ごとに作成し、互助会の承認を得て、各学校の実施日の２週間前までに必要部数を実施校に直接送付する。（１０，０００部程度）

イ　パンフレットはカラー印刷とし、サイズ及び用紙に指定はない。

ウ　パンフレット内に主催者が互助会であることを明記し、主催者あいさつを掲載する。（３００字程度）

３　その他

（１）　公演の実施方法及び日程等については、当互助会と十分に協議の上、実施すること。

（２）　実施のための事前調整については、直接実施学校と行うこと。

（３）　公演内容及び時間は、実施学校の要望に可能な範囲で応じること。

（４）　実施学校が鑑賞人数を減らし、２部公演等を希望した場合は公演時間内で可能な範囲内で応じること。

（５）　見積書には、公益文化事業を実施するための、移動費、パンフレット作成費等を全て含むこと。

（６）　ごみは各自持ち帰ること。

（７）　受託者は、業務上知り得た機密を、業務委託期間中はもとより、業務が完了した後においても、第三者に漏えいしてはならないものとする。

（８）　本仕様書に規定のない事項については、千葉県公立学校教職員互助会と協議し決定すること。